

第十九回国会
衆議院

大蔵委員会議録 第三号

昭和二十九年一月二十九日(金曜日)
午前十時四十六分開議

出席委員

委員長

委員

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出第五号)

資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

○内閣委員長代理 これより会議を開きます。

去る二十六日、本委員会に付託されました米対日援助物資等処理特別会計法等を廃止する法律案、昭和二十八年年度における国債整理基金に充てべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案、及び昨二十八日付託されました資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案の四法案を一括議題として、政府当局より提案趣旨の説明を聴取いたします。植木大蔵政務次官。

米対日援助物資等処理特別会計法等を廃止する法律案
米対日援助物資等処理特別会計法等を廃止する法律
左に掲げる法律は、廃止する。
一 米対日援助物資等処理特別会計法(昭和二十五年法律第六十五号)
二 一般会計の歳出の財源に充ててゐる米対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律(昭和二十七年法律第六十四号)
三 一般会計の歳出の財源に充て

るための米対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律(昭和二十八年法律第二百八十二号)

附則
この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 米対日援助物資等処理特別会計の昭和二十八年年度分の収入支出並びに昭和二十七年及び昭和二十八年年度の決算に関しては、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際米対日援助物資等処理特別会計に属する資産(現金及び昭和二十八年年度分の収入金に係る権利を除く)及び負債(昭和二十八年年度中に支払義務が生じた支出金でこの法律施行前に支出済とならなかつたものに係る負債を除く)は、この法律の施行の際、一般会計に帰属するものとす。

4 前項の規定による一般会計に帰属するものの外、米対日援助物資等処理特別会計の昭和二十八年年度の出納の完結の際同会計に属する資産及び負債は、その出納の完結の際、一般会計に帰属するものとする。

5 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充ててゐるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「米対日援助物資等処理特別会計」を削る。

6 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第五号及び第六号中「米対日援助物資等処理特別会計」を削る。

第九條第十号中「引取、」を削り、同条第十号を削る。

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案
昭和二十八年年度における国債整理基金に充てべき資金の繰入の特例に関する法律(昭和二十八年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案
農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律

1 政府は、農業共済再保険特別会計農業勘定の歳入不足を補てんするため、昭和二十九年年度において、一般会計から、五十五億円を限り、この会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六條第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、一般会計に繰り入れなければならない。

附則
この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案
資金運用部特別会計法の一部を改正する法律

資金運用部特別会計法(昭和二十六年法律第一号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「当該残金の額を」との下に「当該年度の郵便貯金特別会計の歳入不足を補てんするため、当該不足額を限度として、予算の定めるところにより、当該年度の同会計の歳入に繰り入れるものとし、当該残金の額から同会計に繰り入れる金額を控除してなお残額があるときは、その残額を、」を加え、「繰入」を「一般会計に対する繰入」に、「当該残金の額に」とを「当該残額に」に改める。

附則第七項を附則第八項とし、附則第六項の次に次の一項を加える。
7 前項の規定により、この会計から郵便貯金特別会計に繰入が行われたときは、当該繰入金に相当する金額が、郵便貯金特別会計法（昭和二十六年法律第百三十三号）附則第二項の規定により一般会計から繰り入れられたものとみなし、同法附則第三項の規定を適用する。

附則
この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

○植木政府委員 ただいま議題と相なりました米国対日援助物資等処理特別会計法等を廃止する法律案外三案につきまして、提案理由を説明申し上げます。

まず米国対日援助物資等処理特別会計法等を廃止する法律案について御説明申し上げます。この特別会計は、米国対日援助物資等の取得及び処分に関する政府の経理を明確にいたしますため、昭和二十五年に設置せられたのであります。ところが昭和二十六年七月以降、対日援助が打ち切られてしまつたのでございます。その後、この会計

たのでございます。その後、この会計といたしましては、未収金の回収、残存物資の処分等の清算事務をいたして参つたのでございますが、同物資等の処理もほぼ完了いたしましたので、その目的も達成することができましたので、昭和二十八年年度限りこの会計を廃止いたしまして、その資産及び負債を一般会計に引継ぐ等の必要な措置を規定しようとするものでございます。

次に、昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。昭和二十八年年度におきましては、国債の償還に充てるための資金の繰入に関する特例といたしまして、国債の元利償還に充てるため一般会計から繰入れるべき金額は、財政法第六条の規定による前々年度歳入歳出決算上の剰余金の二分の一相当額にとどめまして、国債整理基金特別会計法第二条第二項の規定による前年度首箇債総額の一万分の百十六の三分の一相当額の繰入は、これを要しないことといたしますと

もに、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が、日本国有鉄道法施行法第九條または日本電信電話公社法施行法第九條の規定によりまして政府に対し負つておられます債務の償還元利金は、国債整理基金特別会計に受入れまして、当該金額について一般会計から償還資金の繰入れがあつたものとみなす特別の措置が講ぜられたのであります。最近における財政の状況にかんがみ、かつ経理の簡素化をはかるため、昭和二十九年年度においても前年度と同様の特例的措置をはかることといたしたいと思ひます。

次に、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十八年年度におきまして風水害、冷害等が相次いで異常に発生したため、農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険金の支払が増加し、多額の歳入不足を生ずることが予想され、第十七回臨時国会において御審議を願ひました農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律によつて八十五億円を、一般会計からこの会計の農業勘定に繰入れることができる措置を講じたのであります。今回は前回の繰入金をもつてしてもなお相当額が不足することが予想されますので、昭和二十九年年度においてさらに一般会計からこの会計の農業勘定に五十五億円を繰入金することができるとして、この繰入金に充てようとするものであります。

なおこの繰入金につきましては、将来この会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合には、再保険金支払基金勘定に繰入れるべき金額を除き、剰余の金額を一般会計に繰りもどさなければならぬことといたしてあります。

「内務委員長代理退席、委員長着席」
最後に、資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

従来政府は暫定措置として、資金運用部特別会計の決算上の剰余金については、毎年度予算の定めるところにより一般会計の歳入に繰入れること

ができることとし、また郵便貯金特別会計の歳入不足を補てんするために、一般会計から予算の定めるところにより郵便貯金特別会計の歳入に繰入金することができるとしていたものであります。しかしながら昭和二十九年年度以降においては、経理手続の簡素化をはかるため、当分の間、資金運用部特別会計の決算上の剰余金を、予算の定めるところにより、郵便貯金特別会計の当該年度における歳入不足額を限度として、資金運用部特別会計から直接郵便貯金特別会計の歳入に繰入れることができることにしようとするものであります。

なお今回の措置による繰入金につきましては、一般会計から郵便貯金特別会計に繰入れられたものとみなし、これまで一般会計から直接繰入れられた分とともに、後日予算の定めるところによつて一般会計に繰入れることになつております。

以上がこの四法律案の提案の理由でございます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○千葉委員長 ただいま提案趣旨の御説明を聴取いたしました四法案に対する質疑は次会に譲ることといたしました。今日はこの程度で散会をいたして、あとで理事会を開きたいと思ひます。

○井上委員 ちよつと資料を要求したいのです。米国対日援助物資等処理特別会計等を廃止する法律案の審議にあたりまして、この会計を廃止して資産及び負債を一般会計へ引継ぐ、こうなつておるのですが、この資産及び負債

は、具体的にどういふものがあるかという詳細な資料を提出願ひたいと思ひます。

それから農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案に関係をいたしまして、この二十八年年度における農業共済の対象となつた被害の実績、その各県別の被害額及び保険金額、それから同時に各県の共済連合会が持つております負債等、詳細な資料を提出願ひたい。

○植木政府委員 ただいまの御要求の資料につきましては、なるべく早い機会に御提出申し上げますが、後段の農業共済再保険特別会計関係の資料は、若干時日をよけい必要するかと思ひますから、あしからず御了承願ひたいと存じます。

○井上委員 さらに農業再保険の特別会計を審議するにあたりまして、最近福島県その他各府県に、この保険金の支払いを中心にして、いろいろ問題が起つておるようでございます。それら問題になつております各府県の案件の内容、それを処理しましたところの経過、結果等について、必要な書類をお出し願ひたいと思ひます。

○植木政府委員 関係省と協議の上、なるべく早く提出いたすことにいたします。

○千葉委員長 他に御発言ございませうか。なければ、この程度で散会いたします。

午前十時五十七分散会